

第5章 生活排水対策の実施に関する基本方針

第1節 理念・方針の考え方

本計画は、上位計画である船橋市環境基本計画の基本施策の一つである「生活排水対策と効率的な利用の推進による水環境と水資源の保全」を達成するため、これまでの第2次計画の推進状況や現状の本市を取り巻く水環境の状況を踏まえつつ、本計画における理念、方針を定めたうえで今後の生活排水対策の具体的な施策を実施していきます。

1 理念・目指す方向性

本計画における理念を以下のとおりとします。

未来へつなぐ恵み豊かな水環境の創出

目指す方向性としては以下のとおりです。

- (1) 東京湾や印旛沼における富栄養化の改善に向けて、生活排水による汚濁負荷や栄養塩類（窒素・リン）の負荷を削減し、河川のさらなる水質改善を目指します。
- (2) 水循環や自然の浄化機能の回復により、除去しきれない生活排水等による負荷を低減し、海老川等の水辺を多様な生物が棲み、人々にも潤いや安らぎの感じられる水環境づくりを目指します。
- (3) 貴重な自然環境である海老川及び三番瀬、印旛沼をより良いかたちで次世代に引き継げるよう、市民、事業者、行政の役割分担のもと、生活排水対策を含め持続的かつ総合的な取組みの定着を目指します。



図 5-1-1 本計画の推進による効果イメージ

2 生活排水対策の実施に関する方針

目標の達成に向けて3つの方針を設定し、その方針に基づいて具体的な施策を総合的に推進します。

(1) 生活排水処理施設等の整備に関する事項

本市の公共用水域の水質を改善するため、生活排水を適切に処理する公共下水道の整備や未普及地域での高度処理型合併処理浄化槽の普及を進めます。

(2) 生活排水対策に係る啓発等に関する事項

水質汚濁の改善には市民の取組みも重要なことから、家庭でできる対策や浄化槽の適正な維持管理など、市民への啓発を積極的に進めます。

(3) 水環境の総合的な改善に関する事項

水循環の健全化や自然の浄化機能の回復、その他の水質改善策や事業場への指導を実施し、河川水質の改善を図るとともに、東京湾や印旛沼などにおいて県が行う生活排水対策に関連する計画と連動した取組みを近隣市と連携しながら推進します。

第2節 指標設定及び計画設定の考え方

1 水質指標値の設定

本計画の理念や目指す方向性の実現に向けて取り組んでいくためには、現状よりも上回る水準の水質を確保していく必要があります。

そのなかで本市を代表する河川の海老川は、E類型に指定されている環境基準を例年達成している状況で、既にB類型に相当する状態が継続しており、引き続き水質を維持していく必要があります。

さらに流出先の東京湾でも類型指定されているすべての測定地点で水質基準を継続的に達成できるよう目指す必要があります。

印旛沼流域についても、印旛沼の水質改善に寄与するため、富栄養化対策を念頭に置いた流域河川の水質改善に取り組む必要があります。

以上のような目指すべき方向性から、公共用水域の水質、及び生活排水処理率を指標値として掲げて取り組むことといたしました。

【海老川流域における水質指標値】

指標	河川名	採水地点	pH	BOD	SS	DO
河川B類型 相当	海老川 (現在 E類型)	八千代橋	6.5～ 8.5	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上
		さくら橋				
		八栄橋				
	飯山満川	東橋				
	念田川	念田橋				
	高根川	高根				
	長津川	船橋ハイム前				
河川C類型 相当	前原川	相之谷橋	6.5～ 8.5	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上
	北谷津川	金杉下				
	長津川	夏見				

【東京湾における水質指標値】

指標	採水地点	COD	全窒素	全リン
現在の 類型指定	船橋1 (現在C類型)	8 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
	船橋2 (現在B類型)	3 mg/L 以下		
	航路C	8 mg/L 以下		
	海苔漁場	3 mg/L 以下		

【印旛沼流域における水質指標値】

流域河川	河川	採水地点	B O D	全窒素	全リン
桑納川	桑納川	金堀橋	3 mg/L 以下 (河川B類型相当)	8 mg/L 以下	0.25 mg/L 以下
神崎川	鈴身川	鈴身		2 mg/L 以下 (河川A類型相当)	
	二重川	長殿橋			

※河川に全窒素・全リンの環境基準は設定されていないが、流出先の印旛沼への負荷低減のため自主的に指標を設定した。

2 生活排水処理率等の目標

公共下水道の整備、接続の推進及び高度処理型合併処理浄化槽の設置促進とともに、汲み取り又は単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽に転換を促進するものとして、以下の目標を設定しました。

【生活排水処理率の目標】

平成36年度（2024年）までに総人口に対する生活排水処理率を96%以上にすることを目指します。

【汚濁負荷量削減目標】

平成36年度（2024年）までに、生活排水処理施設の整備により生活系からの汚濁負荷量を以下のとおり削減します。

	BOD	COD	全窒素	全リン
平成27年度からの削減率	69%	75%	73%	75%

【高度処理型合併処理浄化槽の普及目標】

高度処理型合併処理浄化槽の普及率を平成36年度までに50%まで引き上げることを目指します。

3 計画の対象

本計画に示されている取組みの対象とする範囲は船橋市全域とします。

ただし、本計画に基づく実績検証を行ううえでは、必要により下流域の市外に存在する印旛沼の状況も含めて評価するものとします。

4 計画期間

本計画では、策定時の最新実績値をもとに評価するため、平成 27 年度を現況（基準年度）とします。

目標年度としての終期は汚水処理施設整備計画との整合のもとで進めるため平成 36 年度を最終年度とします。

5 進行管理

水質汚濁状況の監視結果及び本計画に定めた目標の達成状況について、毎年進行状況を把握し「船橋市の環境」にて公表します。

第3節 施策の体系

設定した計画の目標を達成するための基本的な施策の体系を、次に示しました。

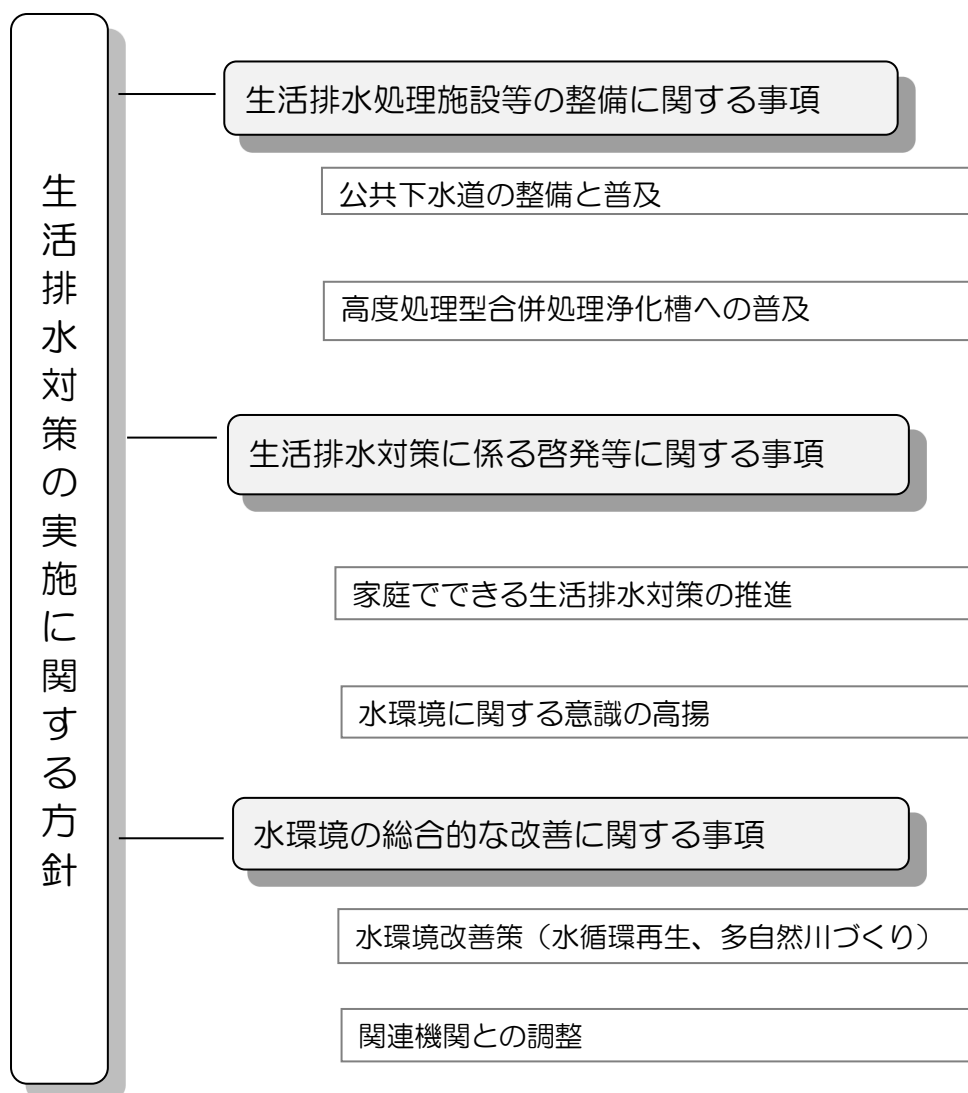


図 5-3-1 本計画の推進体系模式図